

修繕請負契約書

収入印紙

1 件 名 受変電設備機器修繕

2 場 所 仕様書のとおり

3 内 容 仕様書のとおり

4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

5 契約保証金 免除

6 履行期限 令和8年3月31日

上記の修繕について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年(2025年) 月 日

発注者 下関市
下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

受注者

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、別添の仕様書等に従い、日本の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、この契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金を甲に支払うものとする。

2 甲は、乙の契約履行後、直ちに契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 第15条又は第16条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

5 前各項の規定は、甲が乙に対し契約保証金の納付を免除するときは、適用しないものとする。

(支給材料及び貸与品)

第5条 甲が乙に支給する修繕材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具等(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は仕様書等に定めるところによる。

2 甲は、支給材料又は貸与品を乙の立会のうえ、甲の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、乙は、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に相当でないとき、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく、甲に、受領書又は借入書を提出しなければならない。

4 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、修繕の完了、契約内容の変更若しくは契約解除等によって不用となった支給材料又は貸与品を、仕様書等に定めるところにより、甲に返還しなければならない。

6 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を弁償しなければならない。

(契約の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙が修繕を完了するまで仕様書等を変更することができる。この場合において、請負代金額、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他の不可抗力、又はその他乙の責めに帰すことができない理由により履行期限までに修繕を完了できないときは、甲に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(検査)

第8条 乙は、修繕を完了したときは、その旨を甲に書面にて通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内にこれを検査するものとする。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、修繕目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は乙に修繕目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を講じて甲の検査を受けなければならない。この場合においては、当該修補等の必要な措置の完了を修繕の完了とみなして前3項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第9条 乙は、検査に合格したときは、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(一般的損害)

第10条 検査完了前に、修繕目的物又は修繕の履行に関して生じた損害については、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 修繕の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、修繕の履行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち修繕の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

(不可抗力による損害)

第12条 検査完了前に、天災その他の不可抗力で甲乙のいずれかの責めに帰すことができない事由により修繕目的物、仮設物又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは修繕機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 前項に規定する損害額は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、修繕目的物がその種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、乙に対し、当該修繕目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、その履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 修繕目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第14条 甲は、修繕が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期限内に修繕が完了しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に修繕を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、履行の追完を行わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 修繕を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙が修繕の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 修繕目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲

が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(7) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 次のアからキまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(9) この契約に関して、次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

イ 独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

ウ ア又はイの抗告訴訟を取り下げたとき。

エ ア又はイの抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

オ 役員等又は使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第18条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第19条 乙は、第6条の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 前2条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に修繕を完了することができないとき。

(2) 修繕目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第15条又は第16条の規定により、修繕目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条又は第16条の規定により修繕目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 修繕目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は

乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人

(3) 乙について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該乙又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合において、甲は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第16条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条第1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。

7 甲は、乙がこの契約に関して第16条第9号アからオまでのいずれかに該当するときは、賠償金として請負代金額の10分の2に相当する金額を指定する期間内に支払うよう、乙に請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第16条第9号アからエまでに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

8 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金額の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

9 前2項の規定は、修繕の完了後においても適用があるものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第22条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第23条 甲は、修繕目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が当該通知をした日から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じ

たものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 甲は、修繕目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された修繕目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその支給材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約の締結に要する費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項)

第26条 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第27条 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(合意管轄裁判所)

第28条 この契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一新の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第29条 この契約について生じた疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。